

常事態支援チーム (Domestic Emergency Support Team : DEST) の派遣要請を助言でき、正当ならば司法長官は大統領および国家安全保障会議 (NSC) グループにその旨を告知する。DESTの使命は、FBIの現地司令官 (OSC) に対し、DEST省庁の対応能力に関する専門的助言および支援を提供し、後続する応急対応活動を調整することである。合同オペレーション・センター (JOC) が創設される際には、DESTの構成各機関は必要に応じてJOCの機構に吸収される (大統領指示事項<PDD>第39号「国内配備ガイドライン」<機密扱い>においてDESTに関する指針が示されている)。

6. 危機管理フェーズでは、FBIは地域毎の法執行機関と緊密に協働し、事件に対し法的処置による有効な解決法を提供する。FBIはまた、社会福祉省 (DHS) を含む他の連邦省庁とも連携する。

図T1-2 - 危機管理機構

7. 災害現場の管轄責任を持つFBI現場担当官は、合同オペレーションセンター (JOC) として機能するよう指揮所を改変し、合同情報センターを創設する。標準的なJOCの機構には司令部、作戦部、支援部、被害管理部の組織が含まれる。JOC内に代表を派遣する団体には連邦、州、地方自治体の各省庁が含まれる。(図T1-3)。

8. JOC司令グループは連邦危機管理活動および被害管理活動の調整の確保という重責を担う。応急対応の中で、多省庁の権限に影響のある事柄が発生する際には、FBIの現場調整官 (OSC) およびJOC司令グループの他のメンバーが、すべてについて連邦、州、地方自治体各省庁との協議のうえで問題解決にあたる。連邦危機管理に関する決定権限は常にFBI現場調整官が保持するが、実際の活動上の決定は可能な限りの範囲で協議の上、判断される。危機管理と被害管理の間で起こる連邦重要資源に対する需要衝突 (エアリフトや専門的な作戦機材など) に関し、JOCに駐在するFBI現場調整官と社会福祉省 (DHS) 高官は敏速な解決法の提供を行ったり、さらに上層から解決法の指示を得る。

図T1-3 - FBI合同オペレーションセンター機構

9. 社会福祉省 (DHS) 代表はJOC被害管理グループの行動の調整を行い、連邦被害管理対応が必要となった際には迅速に同対応を始動、被害管理グループとFBI現場調整官間の連絡役となるFBI代表と協働する。JOC被害管理グループは危機管理応急対応を監視し、被害管理に影響を及ぼしそうな決定に関して助言を与え、また連邦被害管理対応が必要となった際には事前の活動からの継続性を提供する。また各調整は災害に関する活動報告を通じても行われる。FBIが準備する報告書は「法執行的に微妙」であるため、閲覧権限のある社会福祉省 (DHS) の代表が再検討し、標準手順に従って情報を確認し、被害管理の活動優先順位および活動計画に影響を及ぼすと思われる緊急支援業務 (ESF) 5の「情報・計画」へ情報を回送する。

B. 被害管理

1. 事前発令

a. 社会福祉省 (DHS) はFBIから信頼性の高いテロリズム予測についての初期通告を受ける。状況に応じて、社会福祉省 (DHS) 本部および管轄地域のDHSは標準手順を開始し、関係するDHS担当官および被害管理を支援する連邦省庁への警告を行うことができる。

b. 社会福祉省 (DHS) は国内非常事態支援チーム (DEST) に代表を派遣し、また要請に応じて合同オペレーションセンター (JOC) にも補助スタッフを派遣し、被害管理に関する支援をFBIに提供する。DHSはJOC被害管理グループへ参加すべき適切な省庁を決定しFBIに助言する。FBIとの同意の上、DHSは被害管理担当省庁に通知、JOCへの要員派遣を要請する。要請される派遣先にはJOC司令グループ、JOC被害管理グループ、合同情報センター (JIC) が含まれる。

c. 正当な場合には社会福祉省 (DHS) は即時に知事執務室 (Governor's Office) および大統領官邸と協議し、連邦による支援が必要かどうか、またDHSがスタッフード法の「災害救助および緊急事態支援法」 (Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act) の権限を行使し、被害軽減および回避のために、指定されている被害管理担当連邦省庁に要員の事前派遣を要請することが承認されるかどうかを決定する。これらの行動の過程では、全体の主導連邦省庁として、FBIとの適切な情報交換および調整を行う。

d. 社会福祉省 (DHS) 本部は緊急支援チームを始動し、また大災害応急対応グループ (CDRG) の執行レベル会議を召集することができる。DHSが緊急支援業務 (EST) を始動させた際には、DHSはFBI本部に対し連絡を要請する。管轄地域ではDHSは地域支援チーム (RST) を発足し、被災地である州に代表

を派遣する。管轄地域のDHSがRSTを発足させた際には、該当地域は責任を担うFBI現場担当官に告知し連絡を要請する。

2. 事後発令

a. 事件の展開がテロリズムの脅威への合同（危機または被害）応急対応から、テロリズム行為に対する合同（危機または被害）応急対応へと進行した場合には、JOCの事前発令で助言および支援を提供していた被害管理担当省庁は、各々の被害管理責任を果たすために、必要に応じて発令事後のJOC活動における担当を軽減する。社会福祉省（DHS）高官およびスタッフは、FBIと社会福祉省DHSが連携は必要ないと合意・判断するまでJOCに残留する。

b. 警告なく事件が発生し、大規模の被害を与えた場合、およびその原因がテロリズム行為であると思われる場合には、社会福祉省（DHS）とFBIは被害管理活動および危機管理活動を同時に始動させる。DHSは即時に知事執務室（Governor's Office）および大統領官邸と協議し、連邦の支援が必要かどうか、またDHSがスタフォード法の「災害救助および緊急事態支援法」の権限を行使し、被害管理対応支援のために、指定されている被害管理担当連邦省庁に要員の事前派遣を要請することが承認されるかどうかを決定する。大統領がDHSに対し連邦被害管理対応の指導を命じた場合には、それによりDHSは要請に応じてFBIを支援し、協力して連邦被害管理対応を主導する（図T1-4参照）。

図T1-4 - 調整関係

c. 全体を主導する連邦省庁（LFA）＜FBI、または司法長官がLFAの責務全体をDHSへ移した場合はDHS＞は、緊急事態に対する連邦の応急対応に関する一般およびメディアへの情報調整、および情報提供の中心点として、LFAの情報公開担当官の作戦指揮下、現地に合同情報センター（JIC）を創設する。応急対応フェーズ全般を通して、各省庁はJICを通じて災害関連情報の調整を継続する。DHSとFBIは、適切なスポークスパーソンによる危機管理および被害管理関連対応の情報提供を確保する。JICの活動開始以前は、各担当連邦省庁の情報公開担当官がFBIの「戦略的情報および作戦センター」（SIOC）を通じて情報発信を調整する。

d. 被害管理対応活動中、FBIは地域支援チーム（RST）と現地の連邦調整官（FCO）のどちらかと、また社会福祉省（DHS）の緊急支援業務（EST）監督官に連絡を提供する。連邦の被害管理に関しては常にRST司令官またはFCOが決定権限を保持するが、現場の作戦決定に関しては可能な範囲で最大限、協力の下に決定される。

e. 前述したとおり、危機管理対応と被害管理対応の間で起こる需要衝突解決に関しては、JOCに駐在する社会福祉省（DHS）高官およびFBIの現場調整官（OSC）が対応し、必要に応じて、さらに上層からの判断が待たれる。活動報告書は継続して交換される。FBI連絡官は、社会福祉省（DHS）とFBIが連絡役の残留は必要ないと判断するまで、緊急業務（EST）および地域支援チーム（RST）、または被災地事務所（DFO）に残留する。

3. 撤退

a. テロリズム行為が発生しなかった場合には、DHS長官がFBI長官との協議の下、適切なDHS担当官、および連邦応急対応計画に関連する（FRP）各省庁に対して標準的手順に従った解除告知を発表するよう、DHS本部および他の管轄地域に指示し、その時点で被害管理対応活動が撤退する。FRPの各省庁は標準的手順に従って撤退する。

b. 大規模な被害を及ぼすテロリズム行為が発生した場合には、連邦応急対応計画（FRP）の各構成要素（緊急業務計画＜EST＞、大災害応急対応グループ＜CDRG＞、地域支援チーム＜RST＞および被災地事務所＜DFO＞）は必要性に応じ、標準的手順に従って適切な時期に撤退する。連邦応急対応計画（FRP）の撤退に続き、各連邦省庁または複数省庁による活動が他の連邦計画の下に継続され、長期危険監視や環境汚染除去、被災地復旧（撤去）など、被害を受けた州および地域に対する支援が行われる。

V. 責任管轄

A. 司法省（DOJ）

大統領指示事項（PDD）第39号では、米国の反テロリズム活動のすべての側面に関する主要省庁の責任管轄が承認、および再確認されている。アメリカ合衆国内で起こるテロリズムの脅威や発生について、司法長官が全体を主導する連邦省庁（LFA）の全権を社会福祉省（DHS）に移譲するまでの間、DOJが主

導連邦省庁（LFA）として指名されている。DOJはさらに、このLFAとしての作戦的応急対応における責任をFBIに委任する。DOJの代理としてFBIが行う活動を以下にあげる。

1. 司法長官を通じ、全体的な応急対応に関して大統領官邸と協議、また官邸に助言を与える。
2. 現地に合同オペレーションセンター（JOC）を任命、発足させる。
3. FBI現場調整官（OSC）を任命し、連邦の応急対応活動（危機管理および被害管理）の管理・調整を行わせる。必要に応じてFBI現場調整官（OSC）は、連邦および地域の主要危機管理担当省庁、および社会福祉省（DHS）、さらに被害管理に加わる同様の省庁から代表を召集、作戦に関する意思決定会議を開催し議長を務める。この会議において、状況の初期評価の発表、作戦計画の策定、活動優先順位の検討と更新、さらにすべての応急対応（危機管理および被害管理）が連邦の法規に確実に一致し、かつ大統領指示事項（PDD）第39号で概要の示された方針目標を達成しているかどうかの確認などが行われる。FBIと社会福祉省（DHS）は必要に応じて支援する連邦省庁に関与する。
4. 全体を主導する連邦省庁（LFA）によって課せられた活動の状況を発表、経過を追跡する。

B. 司法省・連邦捜査局（FBI）

大統領指示事項（PDD）第39号の下、FBIは全体を主導する連邦省庁（LFA）を支援するために、危機管理の主導機関として活動する。FBIの活動を以下にあげる。

1. 司法長官を通じ、テロリズム行為の脅威に関する協議を大統領官邸と行う正当な時機を決定する。
2. 司法長官を通じ、FBIが大統領指示事項（PDD）第39号「国内配備ガイドライン」に基づいて連邦危機管理対応を要請する時機を大統領官邸に助言する。
3. 社会福祉省（DHS）と協働し、連邦省庁の緊急事態対応に関する情報を一般およびメディアに発信する中心地として現地の合同情報センター（JIC）を発足、その運営を行う。
4. 災害現地およびワシントンDCに、危機管理対応に関する連邦の中心オペレーションセンターを発足させる。
5. FBIの現場調整官（OSC、または従属する担当官）を任命し、危機管理対応の管理、調整を行わせる。この責務の中でFBI現場調整官は、連邦、州および該当地域の法執行機関および技術支援機関の意思決定者による会議を招集し、必要に応じて、災害対応作戦計画の策定、作戦優先順位の決定、状況検討、需要衝突の解決、より上層の機関による決定を必要とする案件の把握、資源補完の必要性の評価などを図る。
6. FBIに課せられた危機管理活動の状況追跡結果を発表する。
7. 社会福祉省（DHS）を支援する適切な連絡役および顧問要員を指名する。

C. 国家安全保障省（DHS）

大統領指示事項（PDD）第39号の下、社会福祉省（DHS）は全体を主導する連邦省庁（LFA）を支援し、LFAとしての全責務がDHSに移譲されるまでの間、被害管理における主導連邦省庁（LFA）として機能する。DHSの責務を次にあげる。

1. スタッフォード法の目的に照らし合わせ、被害がどの時点で「切迫」しているかを決定する。
2. 州知事執務室および大統領官邸と協議し、連邦の被害管理対応が必要かどうか、また社会福祉省（DHS）にスタッフォード法の行使を行うよう指示すべきかどうかを決定する。このプロセスには全体を主導する機関として、FBIとの適切な情報交換および協調が必要とされる。
3. FBIと協働し、連邦省庁の緊急事態への対応に関する情報を一般およびメディアに発信する中心地として現地の合同情報センター（JIC）を発足、その運営を行う。
4. 災害現地およびワシントンDCに、危機管理対応に関する連邦の中心オペレーションセンターを発足させる。
5. 州および該当地域自治体政府を支援するために、地域支援チーム（RST）司令官および連邦現場調整官（FCO）を指名し、連邦の被害管理対応の管理、調整を行わせる。FBIとの連携の下、RST司令官またはFCOが連邦、州および該当地域の法執行機関および技術支援機関の意思決定者による会議を招集し、必要に応じて、災害対応作戦計画の策定、作戦優先順位の決定、状況検討、需要衝突の解決、より上層の機関による決定を必要とする案件の把握、資源補完の必要性の評価などを図る。
6. 社会福祉省（DHS）に課せられた危機管理活動の状況追跡結果を発表する。
7. FBIを支援する適切な連絡役および顧問要員を指名する。
8. 必要に応じ、「全米災害医療システム」および「首都圏医療対応システム」、またはそのどちらか

の資源を提供する。

D. 活動の技術的側面を支援する連邦省庁

1. 国防総省 (DOD)

大統領指示事項 (PDD) 第39号で指示されている通り、DODは専門的作戦能力を展開し、大量破壊兵器 (WMD) 使用の関与するテロリズムの脅威や実行に対する連邦対応を支援する。DODはまた合衆国内において、専門的作戦を行うために適切な非軍事主要省庁とともに軍事作戦の調整を行う。

2. エネルギー省 (DOE)

大統領指示事項 (PDD) 第39号で指示されている通り、DOEは専門的作戦能力を展開し、大量破壊兵器 (WMD) 使用が関与するテロリズムの脅威や実行に対する連邦対応を支援する。さらに、FBI は連邦放射線物質緊急対応計画 (FRERP) に参加する可能性がある主要連邦省庁と、FBIの業務支援を目的とする相互連携、調整、技術的支援の提供に関してすでに正式合意に達している。連邦緊急対応計画 (FRP) と同時にFRERPが発令された場合、次のような活動が行われる。

- a. 連邦の現場調整官 (OSC) はFRERPの下、大統領指示事項 (PDD) 第39号に基づいて州政府および地方自治体に提供されるすべての連邦支援に関する責任者である社会福祉省 (DHS) 担当官 (または地域支援チーム司令官か連邦調整官) とともに、FRERP応急対応の調整を図る。
- b. FRERP応急対応には現場管理、放射線モニタリングと評価、連邦の防護活動に関する提言、さらに一般および大統領官邸、連邦議会、外国政府に対する放射能応急対応情報の発信などがあげられる。FRERPの主導連邦省庁 (LFA) は災害現地の放射能汚染状況および周辺の放射能の影響に関し、連邦の中心的な情報源として機能する。
- c. FRERPの主導連邦省庁 (LFA) は、FRERPの対応省庁からの資金拠出を確保・促進するためのタスキングを発表する。

3. 社会福祉省 (HHS)

大統領指示事項 (PDD) 第39号で指示されている通り、HHSは専門的作戦能力を展開し、大量破壊兵器 (WMD) 使用の関与するテロリズムの脅威や実行に対する連邦対応を支援する。HHSは、「化学/生物 (C/B) 大量破壊兵器に対する連邦緊急対応」 (Federal Response to Acts of Chemical/Biological (C/B) Terrorism) のための「HHS健康医療サービス支援計画」で特定されている個々の省庁と連携し、同HHS計画で示されている機構、連携関係、対応能力を活用し、応急対応活動を支援する。HHS計画が発令された場合には次のような活動が行われる。

- a. HHSの現場代表は、緊急業務計画 (ESF) 8「健康および医療サービスの主導」を通じ、大統領指示事項 (PDD) 第39号に基づいて、州政府および地方自治体に提供されるすべての連邦支援に関する責任者である社会福祉省 (DHS) 担当官 (または地域支援チーム司令官か連邦調整官) とともに、HHS計画による活動の調整を行う。
- b. HHS計画による活動の中には、脅威に対する評価、専門協議、使用物質の特定、疫学的検査、危険調査と危険性軽減、汚染除去、公共衛生支援、医薬品による支援活動などが含まれる。
- c. HHSは、HHS計画対応省庁からの資金拠出を確保・促進するためのタスキングを発表する。

4. 環境保護庁 (EPA)

大統領指示事項 (PDD) 第39号で指示されている通り、EPAは専門的作戦能力を展開し、大量破壊兵器 (WMD) 使用の関与するテロリズムの脅威や実行に対する連邦対応を支援する。EPAは、「国家石油及び危険物緊急事態計画 (NCP)」 (National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan) で特定されている個々の省庁と連携し、NCPで示されている通り、連邦緊急対応システムの機構、連携関係、対応能力を活用し、応急対応活動を支援する。NCPが発動された場合には次のような活動が行われる。

- a. NCPに基づき危険物現場調整官が、緊急業務計画 (ESF) 10「危険物」 (Hazardous Materials Chair) を通じ、大統領指示事項 (PDD) 第39号に基づいて州政府および地方自治体に提供されるすべての連邦支援に関する責任者である社会福祉省 (DHS) 担当官 (または地域支援チーム司令官か連邦調整官) とともに、NCPによる活動の調整を行う。
- b. NCPによる活動の中には、脅威に対する評価、専門協議、使用物質の特定、危険調査と危険性軽減、環境モニタリング、汚染除去、公共衛生支援、および長期の現地復旧作業 (環境清浄化) などが含ま

れる。

VI. 資金拠出方針

A. 大統領指示事項(PDD)第39号で指示されている通り、テロリストによる事件の解決または反テロリズム作戦実行への参加指示を受けた連邦省庁は、大統領による別の指示がない限り、自らの活動に関する費用を自らが拠出することになっている。この義務は、償還なしの資金支援を提供するための特別な法令によって承認される。そのような特別な法令がない場合にはエコノミー法(Economy Act)が適用され、償還の免除は行えない。

B. 社会福祉省(DHS)は、大統領が宣言によって計画進行の意思を表明した場合に限り、スタフォード法による「災害による被害を軽減・回避する」宣言に先立ち、一定の当局機関を事前配備することができる。この権限は、スタフォード法の下にDHSの直接介入が可能となる以前に、既存の連邦プログラムでは危機対応のための支援が不適切であると大統領が決定しなければならないという意向が連邦議会にあった場合、議会によって拡大解釈されるものである。スタフォード法では大統領に「緊急」宣言および「大災害」宣言を発令する権限を与えている。

1. 緊急宣言は州知事からの要請に応じて発令されるか、またはテロリズム事件などまれにみる緊急事態で、応急対応に関して合衆国国内法が連邦政府にその独占的または極めて顕著な責任と権限を与えている事態への対処として発令される。

2. 大災害宣言はあらゆる自然災害に関する州知事からの要請に応じて発令されるか、または火災や洪水、爆発などの原因に関わらず十分な重大性と規模を持つ被害が発生した場合に、大統領の決断により、スタフォード法に基づいた大災害援助を保証するために発令される。

3. スタフォード法の発令があった場合、被害管理のための資金は引き続き対応省庁の活動予算や災害救済基金(Disaster Relief Fund)、および追加予算から割り当てられる。

C. 大統領がDHSに対してスタフォード法の行使を命じた場合、DHSは被害管理支援のために連邦応急対応計画(FRP)を通じてミッション・アサインメント(MAs)を発令する。

1. MAsは償還不可能な業務命令であり、特定の任務遂行を命じるためにDHSから連邦省庁へ通達される。スタフォード法では「連邦省庁は同法の下に」災害救済基金から「支出の償還を受けることが可能(強調部分)である」と明言しているが、MAsに基づいて行われた適格な任務に関し、各省庁に償還を行うかどうかはDHSの方針による。

2. 被害管理を支援するために発令されるMAsは、「ミッション・アサインメント管理」(Management of Mission Assignments)のためのDHS標準作戦手順、またはそれに代わる適用可能な文書に準じる。

D. DHSは次にあげる資金拠出ガイダンスを連邦応急対応計画に関わる省庁に示す。

1. 特別な事件が予想される中での各省庁個々による予防的処置への取組みに関しては、DHSが被害管理支援任務を課さない限り、スタフォード法の下では償還されない。

2. スタフォード法の行使には法執行機能は関係しない。法執行または危機管理行動について、スタフォード法の下で償還が義務付けられることはない。

3.1.3 ワシントンDC：地域応急対応プラン

(1)ワシントンDC：危険物・バイオハザード等に対する対応プラン “DC district Hazard ESF10”

地域応急対応プラン

緊急支援業務10 危険物に関する業務

主要担当地域機関：DC消防緊急医療業務部 (Fire and Emergency Medical Services Department)

支援担当地域機関：DC病院協会

DCナショナル・ガード (DC National Guard)

就労サービス省 (Department of Employment Services)

保健省 (Department of Health)

社会福祉省 (Department of Human Services)

精神衛生省 (Department of Mental Health)

公共事業省 (Department of Public Works)

緊急業務庁 (Emergency Management Agency)

ワシントン警視庁 (Metropolitan Police Department)

主任検視官執務室 (Office of the Chief Medical Examiner)

ワシントン首都圏交通局 (Washington Metropolitan Area Transit Authority)

主導連邦機関：連邦環境保護庁 (U.S. Environmental Protection Agency)

I. はじめに

ESF活動内における「危険物」という語の定義は広く、そのなかには石油物質を始め、「包括的環境対処・補償・責任法 (CERCLA)」および同法修正で定められている危険物質、同法101条 (33) で定義されている環境汚染物質、さらに大量破壊兵器を含む化学物質、生物物質、放射性物質を含む。

A. 本文書の目的

ESF10「危険物に関する文書」の目的は、コロンビア特別行政区 (DC) 地域に差し迫る、または実際に発生した石油や化学、生物、放射性物質、その他の危険物質の排出や放出、またはその両方による緊急事態に対し、調整の行き届いた措置を提供することである。

B. 活動の範囲

本文書の扱う主な活動範囲には、周囲に放出された危険物の管理、収容、物質の種類把握、危険評価、被害緩和、モニタリングなどが含まれる。危険物質の被害者への緊急医療サービス提供、また被害者の汚染除去とDC消防緊急医療業務部 (DCFEMS) による緊急対応行動も、このESFに含まれる。ESF10ではまた、適切な省庁および請負機関、またはそのどちらかによる危険物質の除去および廃棄についても調整を行う。

II. 方針

A. ESF10における主要機関として、DC消防緊急医療業務部 (DCFEMS) は危険物質規定を策定、計画指針および調整援助を提供し、部隊ごとの手順の標準化、活動準備の評価、必要とされる特殊装備や特殊訓練への資金提供を行う。

B. 緊急指令システム (ICS) によって危険物質による非常事態の発生地点における効果的なリソース管理および制御が開始される。

C. 緊急事態発生時のDCFEMS人員の動向追跡およびその管理には、同部のパーソナル・アカウントビリティ・システムを使用する。

D. 危険物質の関わる事態発生の際のコロンビア特別行政区の応急対応は、次の文書で示されている方針に準じる：

- ・危険物質・有毒物質応急対応および大量破壊兵器使用に対するDCの包括的措置、2001年10月（DC Comprehensive Hazardous/Toxic Materials Emergency Response and Weapons of Mass Destruction）
- ・DC消防緊急医療業務部・緊急指令システム（ICS）／危険物質による事態に対する標準活動実施要綱（DC Fire and Emergency Medical Services Department ICS/Standard Operating Procedures <SOP> for Hazardous Materials Incidents）
- ・DC消防緊急医療業務部、患者管理のための医療プロトコル（DC Fire and Emergency Medical Services Department Medical Protocols for Patient Care）
- ・大量破壊兵器使用に対するDC消防緊急医療業務部ガイドライン（DCFEMS Guidelines for Response to Weapons of Mass Destruction Incidents）
- ・爆発事件に対する標準活動実施要綱（SOP for Response to Bombing Incidents）
- ・連邦応急対応計画（FRP）ESF10「危険物に関する文書：付属、適用連邦法案および付属文書について」（Federal Response Plan (FRP) ESF #10-Hazardous Materials Annex for applicable federal laws and related annexes）

III. 状況

A. 災害状況

自然災害または人的災害によって、周囲の環境に危険物が放出される様々な事態が発生する可能性がある。危険物の生産、使用、保管、破棄などを行っている施設が深刻な損傷を受けると、通常の流出制御機構や格納手段が無効になる。汚水処理工場など大量の危険化学物質を使用している施設では、このようなリスクが非常に高い。また輸送・運搬事故に因する危険物質リスクの可能性はハイウェイから、鉄道路線、パイプライン、河川、港湾地域にまで及んでいる。その他、危険物質が関連する可能性のある危険事態としては、化学・生物・放射性物質を使用した大量破壊兵器をテロリストが使用する事件があげられる（現在作成中の「テロリズムに関する付属文書」を参照）。

B. 計画の前提となる要素

1. DC内および周辺には大規模な公共輸送システムが発展しており、商業車および個人の所有車の双方が利用している。このため技術的公共緊急事態の発生は、以前にもまして現実味を帯びてきている。公共事業省（DPW）では商業トラック向けに市内の危険貨物輸送ルート指定、告知しており、鉄道路線および遊覧船航路などを示す地図も作成されている。これらの公共輸送システムと隣接する地域は、緊急事態発生時、最も危険性が高い。さらに、テロリストによる危険物質の意図的な放出、および化学、生物、放射性物質といった大量破壊兵器の使用を含んだ事件が発生した場合には、これら公共輸送機関に隣接する地域以外のワシントン地域も危険下に置かれる。
2. 危険物による緊急事態に先んじ、すべての緊急支援システムは完全に機能していること。
3. 人口密集地は特に危険物による緊急事態による悪影響を受ける。
4. 工業プラントまたは公共施設の周辺で危険物による大規模災害が発生した場合、極端に危険な状況を生む可能性がある。
5. 危険物による災害は自然災害によって起こることもある。また、偶発的もしくは意図的な危険物の放出やテロリストによる犯罪なども原因となりうる。
6. 公共緊急事態発生の際には、DC内の如何なる場所でも危険物による災害発生の可能性はある。これらの災害支援にその他の緊急事態援助に必要な資源（エンジン他の戦略的・支援的リソース）が利用されることもある。資源が不足し、災害支援を行う危険物処理活動同士による入手競争を招きかねない点を想定しておかなければならない。
7. 電話は不通となる可能性がある。
8. DC消防緊急医療業務部（DCFEMS）の800-MHz ラジオも部分的に遮断される可能性がある。

9. 橋梁の落下、交通渋滞、道路網の破壊、航空交通の制限などによってアクセスは妨害され、通常の交通手段による被災地への接近は著しく困難となるか、不可能となる。
10. 地域、州、連邦の様々な危険物処理部隊 (HAZMAT) による効率的および効果的な相互援助を実現するため、緊急指令システムの利用と同時に、互換的なHAZMAT装備および通信手段の利用が要請される。
11. 連邦機関のなかには危険物除去作業支援のために24時間体制で待機しているものがある。このなかには連邦環境保護庁 (EPA)、連邦エネルギー省、連邦沿岸警備隊が含まれる。

IV. Concept of Operations 活動コンセプト

A. 概要

ESF10は、救助・消火業務を含む危険物災害の制御、抑制、被害軽減活動を管理・調整するもので、危険物の封じ込めおよび救援活動支援の中で、危険物対抗資源を動員することで達成される。またESF10は既存の危険物処理が可能な団体や方法、手段などを利用する。状況評価および資源の必要性判断に関する責任は主にDCFEMSの緊急事態担当司令官にある。

B. 組織

HAZMAT部隊とは危険物処理班、支援班、技術専門家からなる総合システムである。

1. HAZMATは、地域応急対応計画 (DRP) のESF10始動にともない、初期段階の敏速な危険物管理、抑制、救助活動展開を行うために準備される中心部隊周辺に配置される。
2. DCFEMS危険物機動部隊 (Hazardous Material Task Force) は危険物処理班 (Hazardous Material Unit) に対し、緊急活動中の支援および連携を提供する。
3. 危険物処理専門家は危険物分野における専門知識・技術を提供する。

C. 災害告示

1. 危険物災害は多くの場合、直接DCFEMS通信センター (911) に連絡される。
2. DCFEMS長官またはその指名人は、予想される災害、または実際に発生した災害で通常の応急対応を超える対応を要請するものに関し緊急管理庁 (EMA) による告示、またはその他直接通話などによる告示を受けた場合、DCFEMS通信センターを通じ、すべてのDCFEMS司令上官に電話またはポケットベルによってその情報が確実に伝達されるようにする。
3. 相互援助支援が必要な場合には一般的にDCFEMS通信センターを通じて要請され、EMAによって調整される。
4. 緊急オペレーション・センター (EOC) または911公共安全通信センターが各地の情報源からの危険物災害に関する告示を受信する。
5. 危険物評価の必要性が確認され次第、SEF10調整官がDCFEMSおよびEMAに対し、警戒または動員の対象となる資源の種類および量の管理についての勧告を作成する。
6. アラート・オーダーによって全米医療緊急対応チーム (NMRT) などさらなる支援要員を動員し、初期災害後にあらたな事態が起こった場合の高レベルの応急対応を想定して待機させることもある。アラート・オーダーは一般的に、警報発令に関する決定が予想される期間を明言するものである。

D. 応急対応活動

1. 初動対応

- a. ESF10調整官、DCFEMS職員および、作業手順や情報、DCFEMSの対応能力に関する知識を持つ通常の消防職員またはさらにその上官らは以下のように初動対応する。
 - ・災害報告から2時間以内に被害管理チーム (CMT) の要員として緊急オペレーションセンターに出頭する。
 - ・主要機関または支援機関、またはその双方との通信回線を確立する。
 - ・災害現場指揮本部長 (Incident Commander) との通信回線を確立する。

- ・ DCFEMSの上級司令スタッフとの通信回線を確立する。
- ・ 危険物災害の初期状況および被害査定を入手する。
- ・ 状況報告に取り組む。

b. DCFEMSは以下のように初動対応する。

- (1) 災害に関する司令・制御を行う。
 - ・ 必要に応じて統一指令システムを含む現場管理システムを導入する。
 - ・ DC警視庁SOCCに告示を行う。それによってSOCCから関連する警察署に告示が行われる。
- (2) 訓練を積んだ危険物処理要員を現場に派遣する。
- (3) 現場での即時輸送に必要な器材を十分に提供する。
- (4) 必要に応じてトリアージおよび緊急医療治療を実施する。
- (5) 必要に応じて被害者の汚染除去を実施する。
- (6) 必要に応じて緊急医療トリアージ、治療、輸送を実施する。
 - ・ 同省の物資動員計画を必要に応じて実行し、訓練を受けた危険物処置追加要員を召還する。
 - ・ 即時対応が必要な事態のために、危険物現場応急対応部隊を維持する。
 - ・ 適切な器材とともに現場に緊急医療技術者および医療従事者を派遣する。
 - ・ 現場への配置準備ができていないテントやヒーター、シャワー、温水器、その他の必要な資材を含む汚染除去器材を提供する。
 - ・ 必要に応じて消防器具その他の手段を使用する大量汚染除去方法を提供する。
 - ・ 指示のあった場合には緊急対応要員の汚染除去を行う。
 - ・ EMS輸送部隊を現地に派遣する。
 - ・ 現場に直行可能な救急車両を十分に配備する。

2. 継続対応

- a. 適切な行政区との相互援助協定を有効にし、必要な場合には危険物処理班に対するバックアップ支援が可能なようにしておく。
- b. 緊急事態継続期間中は必要とされる緊急時に、応急対応の第一要員として常に適切な危険物専門家を待機させる。
- c. 緊急事態継続期間中は必要とされる緊急時に、継続活動の実施に必要な物資を維持・調達する。
- d. 緊急事態継続期間中は必要とされる緊急時に、解毒剤キットなどを含む適切な医療物資を調達し、在庫を維持する。
- e. 必要に応じて緊急時の物資再補給に関する合意を活用する。
- f. 援助要請のあった場合に追加部隊の配置が可能なように、十分な予備緊急車両およびその他の予備器材を活用、維持する。
- g. 即時対応可能な相互援助の一環として、緊急部隊の派遣を要請する相互援助合意を活用、維持する。
- h. 必要に応じてその他の追加物資を要請する。

V. 担当管轄

A. 主要担当地域機関

DC消防緊急医療サービス局 (DCFEMS) - DCFEMSは危険物放出および大量破壊兵器使用の関わる災害に重点をおきつつ、公共緊急状況下の火災の危険から生命および財産の保護の保守に努める。DCFEMSは化学、生物、放射性有害物質の被害者に緊急医療治療を提供し、病院の緊急治療部に輸送する以前に患者の汚染除去を行う。以下に特別な責任担当をあげる。

- ・ 指揮所の設置
- ・ 各警察署の支援を受けたうえでの被害地域の隔離
- ・ 各警察署の支援を受けたうえでの危険区域への進入禁止
- ・ 該当する危険物の特定
- ・ 状況評価

- ・隔離地帯の環境設定（温度など）
- ・汚染地域での救助活動
- ・汚染地域での作戦行動
- ・危険物災害の被害者に対するトリアージ治療および輸送を含む緊急医療サービスの派遣を提供。
- ・災害の管理および制御
- ・被害者および緊急応急対応要員に対する指示に応じた汚染除去
- ・風向きによる危険性のモニタリング
- ・必要に応じて各警察署の支援を受けたうえでの避難所設置
- ・必要に応じた追加物資の要請
- ・指示のあった場合、犯行現場の状況を保存し、および犯罪者／テロリストの犯行の可能性を警察官に告示。
- ・汚染除去、制御、公共告知その他についてDOHおよびEMAと調整を行う。

B. 支援地域機関

支援期間は危険物災害の発現場において、地域緊急計画（DRP）で定められた任務および管轄に準じた支援を行う。DCFEMSの資源利用が不可能で追加支援が必要とされる場合、またどのどちらかの場合には地域自治体協議会（COG）の相互援助同意条項に従い、ワシントン地域の郡はコロンビア行政区の危険物応急対応を支援することができる。

1. DC病院協会（DC Hospital Association）-DC病院協会はDCFEMSと共同で、災害発生現場で使用中の汚染除去施設または病院搬入前の汚染除去施設、またはその双方に関し各病院から提供される情報調整にあたる。同協会はまた、病院の収容可能数や被害者の効果的な搬送方法に関し、各担当要員に情報を発信する通信センターとして機能し、患者搬送の集中を避ける。
2. DCナショナル・ガード-DCNGは特殊器材の貸出しを行い、以下の活動提供のために部隊を動員する。
 - ・交通制御
 - ・緊急輸送
 - ・市民の避難
 - ・捜索救助
 - ・通信支援
 - ・地域治安確保
 - ・窃盗、略奪の監視・取締り
 - ・医療サービス
 - ・航空機による監視
 - ・陸上放射線汚染のモニタリング
 - ・放射線汚染危険位置測定
 - ・気象データ提供
 - ・被災地再進入の管理
3. 就労サービス省（DOES）-DOESは同省の労働安全局を通じ、技術的支援（資格テストなど）を提供する。
4. 保健省（DOH）-DOHは危険物による健康および医学的被害に対する技術支援を提供し、被害者に適した治療法を決定する。またDOHは一般市民に対し自己防衛に関する情報提供を行う。DOHはDC環境健康管理局（Environmental Health Administration）が行う環境被害評価を支援し、さらに汚染除去および復旧計画を支援する（有害物質、大気環境、水質状況、放射線サンプリングなど）。DOHの医療行政局（Medical Affairs Administration）は災害現場指揮本部長に対し、医療関連協議を行い、公衆衛生上のリスクに関する助言や推奨提供、病院搬送前治療を支援する。予防衛生サービス

局 (Preventive Health Service Administration) や医療支援局 (Medical Assistance Administration) などその他の機関も必要に応じて参加する。DOHは環境被害を評価、石油関連物や危険化学物質、放射性物質などへの対処を含む行動計画を提案し、危険物災害発生地における指示・管理責任についての支援を提供する。

5. 社会福祉省 (DHS) -DHSは米国赤十字 (ARC) の米国首都圏支部 (National Capital Area Chapter) との契約サービスを用い、食糧や寝具、物資、輸送方法など被災者の必需品提供において支援を行う。
6. 精神衛生省 (DMH) -DMHは同省の緊急計画を動員し、評価、第一応急対応要員のCISM (大規模災害ストレス・マネジメント)、危機対応カウンセリング、被害軽減活動などを行う。
7. 公共事業省 (DPW) -DPWは災害現場における燃料補給や、滑りやすい現場では必要に応じて滑り止め用の塩や砂などを提供する。さらに残骸撤去計画 (Debris Removal Plan, 2002年12月) に準じた破壊物などの除去作業、また緊急車両の撤退を行う。またDPWは、OCPと連携し、各契約企業・団体ごとに残骸撤去計画を適用し、公共空間からの危険物撤去作業の調整も支援する。
8. 緊急管理庁 (EMA) -EMAは被害管理チーム (CMT) の下に、緊急オペレーション・センター (EOC) および必要とされるESFを始動し、必要な情報の収集、照合、分析、配信を行い、災害活動を支援する。また、SITREPS (状況報告: situation reports) を通じて状況評価を行い、緊急対応を必要とする重要需要や連邦からの支援の必要性などを判断する。移動司令車両を現場へ派遣し、該当危険物質の識別に関する情報やその他のデータ収集を行う。
9. DC警視庁 (MPD) -MPDは周辺警備および現場警備を行い、市民の生命・財産を危険物災害から保護する。必要に応じ、危険物質による被害を受けた地域において各戸訪問による警告も実施する。MPDは歩行者利用区域または車両通行区域において交通制御を支援し、緊急避難が必要な場合には一般にこれを告知する活動を補助する。MPDはまたワシントン軍官区 (Military District of Washington) とともに爆発物処理・廃棄を支援し、必要な場合には犯罪捜査を実施する。
10. 検死局長執務室 (Office of the Chief Medical Examiner, OCME) -OCMEは現場からの呼び出しに応じ、検視、臨時死体安置所の設置、遺体の搬送調整、死後検分および識別鑑定、現場証拠の保存、死亡理由および死亡状況の認定、遺体の返還など、大量死亡者に関する対応処理を提供する。
11. ワシントン首都圏交通局 (WMATA)-WMATAは首都圏の施設が関わるすべて災害においてDCFEMSの要請に対応し、首都圏施設に被害を与えた災害に応じ、特別行政区の資源や人員、器材などの補充が行き渡るよう予備資源を提供、住民避難に必要な場合にはメトロバスを提供する。適切な作戦行動の開始、およびHAZMAT (危険物処理班) が動員される状況や危険物放出についてはすべて後方支援提供のために標準活動実施要綱 (SOP) が整っている。

C. 主要連邦機関

米国環境保護庁 (EPA)-EPAはESF10における主要連邦機関であり、DCFEMSを通じ特別行政区に直接的、技術的、またはその他の支援を提供する。大統領による非常事態宣言または大災害宣言発令と同時に、1999年4月のスタッフォード法修正条項に基づき、FEMAおよびその他の遠方省庁は連邦応急対応計画 (FRP) を開始する。初期にはこれら省庁はFEMA地域オペレーションセンター (ROC) 外部で活動を行い、被災地周辺への被災地事務所 (DFO) 設置後は、緊急応急対応チーム (ERT) を構成するEPAのESF担当官がDFO入りする。また、

国家緊急計画（NCP）の下では、EPAおよび連邦沿岸警備隊（USCG）、またはそのどちらかは大統領宣言がなくても活動を開始し、活動に動員された連邦資産を管理するために現地調整官（OSC）を派遣することができる。現地調整官は統一指揮された（Unified Command）配置の下で災害現場指揮本部長とともに活動する。NCPに基づく連邦省庁の活動の主要な調整媒介となるのは、16の連邦省庁および主要な環境および公衆衛生担当機関からなる連邦緊急応急対応チーム（NRT）である。NRTは連邦の計画および応急対応調整を実行し、高度に組織された連邦の石油および危険物緊急応急対応ネットワークの頂点となる。EPAはNRT議長（EPA化学関係緊急時対処・予防局長官）として機能し、またUSCGが副議長を担う。その他のNRTのメンバーを以下にあげる。

- ・米連邦緊急事態管理局（Federal Emergency Management Agency）
- ・米国防総省（US Department of Defense）
- ・米エネルギー省（US Department of Energy）
- ・米農務省（US Department of Agriculture）
- ・海洋大気局（National Oceanic Atmospheric Administration）
- ・米保健社会福祉省（US Department of Health and Human Services）
- ・米内務省（US Department of Interior）
- ・米法務省（US Department of Justice）
- ・米労働省（US Department of Labor）
- ・米運輸省（US Department of Transportation）
- ・米国務省（US Department of State）
- ・米原子力規制委員会（US Nuclear Regulatory Commission）
- ・米一般調達局（US General Services Administration）
- ・米財務省（US Department of the Treasury）

（以下、意図的に余白を残してあります）

(2) ワシントンDC：危機管理広報活動支援に関するプラン “DC media relations ESF14”

地域応急対応プラン

緊急支援業務14

メディア広報活動および地域公共援助活動

主要担当地域機関：ワシントンDC市政府 (Executive Office of the Mayor)

支援担当地域機関：DC消防緊急医療サービス局 (DC Fire and Emergency Medical Services Department)

DC公立学校 (DC Public Schools)

保健省 (Department of Health)

社会福祉省 (Department of Human Services)

精神衛生省 (Department of Mental Health)

公共事業省 (Department of Public Works)

DC運輸省 (District Department of Transportation)

緊急業務庁 (Emergency Management Agency)

ワシントン警視庁 (Metropolitan Police Department)

アジア太平洋諸島行政局

(Office of Asian and Pacific Islander Affairs)

ケーブルテレビおよび電気通信局

(Office of Cable Television and Telecommunications)

通信局 (Office of Communications)

地域公共援助局 (Office of Community Outreach)

ラテン行政局 (Office of Latino Affairs)

国内・地域社会サービス局

(Office of National and Community Service)

法人勧告局 (Office of the Corporation Counsel)

主導連邦機関：連邦危機管理庁 (FEMA)

1. はじめに

A. 本文書の目的

緊急支援業務 (ESF) 14-「メディア広報活動および地域公共援助提供活動」の項では、公共緊急事態時のコロンビア特別行政区 (DC) による市民生活復旧支援の効率化を図る目的で、メディア対応および公共援助提供業務に関する指針を示す。この業務では情報収集・発信においてDC各機関を支援し、必要に応じては緊急事態後にも支援を継続する。ESF14は公共緊急事態発生中およびその直後に、メディア支局、地域リーダー、DC住民との直接的な情報交流を担う業務であり、その他のプログラム要素と密接に連携して重要情報の更新、伝達を行う。

連邦全体の緊急時対応計画（「連邦緊急時対応計画<FRP>」、「国家緊急事態対応計画<NCP>」など）の発動がともなう公共緊急事態発生の際には、ESF14に基づいて連邦組織およびDC地域の担当機関が協働し、情報収集および一般市民、メディアその他の利益関連団体などへの情報告知にあたる。DCおよび周辺の複数行政区に及ぶ緊急事態の場合にも同様、ESF14に基づいてそれらの地域のメディア、地域コミュニティ、広報担当官が一体となって地域社会支援を行い、メディアや市民が必要とする利用度の高い情報の提供にあたる。

B. 活動範囲

この付属文書では想定される災害、または差し迫る災害やすでに宣言された災害について、ESF14業務が関わる方針、管轄、活動コンセプトについて扱う。ESF14の使命は、公共緊急事態発生後に正確かつ一貫性があり、理解容易な情報をタイムリーに収集発信し、地域社

会の安定に貢献することである。以下が具体的な目標である。

- ・緊急事態の特徴を把握し、得られた事実関係を正確に、市民がアクセスしやすく理解可能な形で伝達する。
- ・特別行政区の緊急事態に対する応急対応に関連した重要情報をメディアや一般市民に提供する。
- ・避難所情報、復旧援助情報、また特別行政区および連邦政府による援助の利用可能状況などを含む、公共緊急支援活動に関する重要情報を提供する。
- ・流言や誤報を最小限に抑えるために正確な公式情報を提供する。

II. 方針

- A. 本ESFは、災害地域の公共緊急事態対応および復旧努力に対し影響を及ぼすと思われる社会的、政治的、文化的要素についての評価および文書化に責任を負うものである。
- B. 本ESFは、特別行政区または連邦政府、またはその双方による利用可能な災害援助プログラムの存在、およびその申請方法について被災市民の認識を確実とすることを目的とする。
- C. 一般市民に発表されるすべての情報は市長通信執務室 (the Mayor's Office of Communications) の定める指針に従う。
- D. 本ESFに基づき、必要に応じて合同情報センター (JIC) を設立し職員を配置する。

III. 状況

A. 災害状況

1. 公共緊急事態発生後は、被災地周辺では通常の通信手段が破壊されていたり、深刻に断絶されている可能性がある。したがって通信手段が復旧するまでは該当地域からの情報は範囲が限られ、また内容も不完全であることが考えられる。
2. 公共緊急事態発生直後は、災害に関する緊急情報公開や報道機関の要望への対応に必要とされる大規模で複雑なメカニズムの構築にとって重要な時期である。
3. 公共緊急事態発生後は、特別行政区および連邦の援助が利用可能と思われる。それら提供中の援助の種類について市民に情報を告知する必要となる。

B. 計画の前提となる要素

1. ESF14業務に携わる要員は、状況の許す範囲で、その他の初期災害応急対応要員らと同時に派遣されること。
2. 特別行政区職員やメディア、および地域グループ・団体などの従来の連絡先、業務関係、名簿などの提供のため、事前プログラム済みの最新リソース・データベースが入手可能であること。
3. ESF14と特別行政区政府のあらゆる要員が協働し、現地で発表される情報の正確性、発表時機的確性、内容の一貫性の確認にあたること。

IV. 活動コンセプト

A. 概要

1. 予想される、または実際に発生した事態に対する緊急管理庁 (EMA) 職員の準備に含まれる内容は、行政区応急対応機関との調整や、状況にまつわる関連情報の収集、要員に対する警告、さらに被災地域近辺・周辺の緊急オペレーション・センター (EOC) やDC市政府 (EOM)、その他の移動司令部 (DC10) などへのESF14要員の派遣などである。
2. 公共緊急事態対応活動の開始にあたっては、通信担当長官 (Director of Communications)、地域社会問題副補佐官 (Deputy Chief of Staff for Community Affairs)、またその他の適切な行政機関の代表、および他の要員が協働で、災害特別指針および目標の策定と同時に、初期メディア広報活動および地域公共援助計画を準備する。
3. 関連する様々な特別行政区機関およびその他の関連団体 (アメリカ赤十字 <ARC> など)、周辺各州、連邦政府などの人員が必要に応じて本ESFを協働で遂行し、メディア広報活動および公共援助活動における特定の目標達成を目指すものとする。
4. 必要に応じて被災地域全体に現地要員を組織・配置する。これらの要員には十分な訓練を積み、地域情報の豊富な人員が含まれる。現地派遣チームを構成するには被災地住民の文

- 化的、人種的、民族的構成（使用言語を含む）を可能な限り考慮する。
5. 地域公共援助に関わる要員は、被災地域の行政区応急対応機関と協働し、情報の早急な普及および未解決需要の把握、進行中の対話や情報交換の確立に取り組む。さらに複数団体の共同による重層的な復旧計画や相互援助への取り組みを促進し、それらの活動を支援できる地域リーダー（グラスルーツ団体、政治分野、宗教分野、教育分野、ビジネス界、労働分野、民族団体など）や近隣の支援団体などを把握する（復旧活動は、連邦政府および行政区によるもの、またはそのどちらかによるものなど、公共緊急事態の状況およびシナリオに基づいた適切なもの）

B. 組織

1. 特別行政区に迫る公共緊急事態が発覚した際、またはすでに発生した際には、可能な限り早い時点で大統領首席補佐官（Chief of Staff）が通信担当長官（Director of Communications）と地域問題副補佐官（Deputy Chief of Staff for Community Affairs）をESF14主席調整官として任命し、情報公開および現地情報の発信を支援する。
2. 地域公共援助要員は応急対応機関や地域団体、または災害被害者などとの接点となる現地要員の組織化および管理の責任を担う。この現地組織は緊急事態の規模・特徴によって地理的地域別および部門別に分かれる。地理的被害が大きく部門チーム数が多い災害、もしくはそのどちらかの場合には、地域管理責任者が任命される。部門チームを指揮監督する地域管理責任者は適切な管理期間を設定し、日常連絡業務を強化する。各地域公共援助部門には部門管理者が置かれ、地域公共援助調整官またはEOCに配置された被任命者に報告を行う。

C. 災害通知

予測事態または発生事態に対応し、ESF14要員は通知を受け、発動、派遣される。公共緊急の必要性に応じてその他の省庁などからの要員を補充することも可能である。

D. 緊急対応措置

1. メディア要員による初期対応
 - a. 合同情報センター（JIC）におけるメディア広報活動および情報公開活動に関する指揮および意思決定の責任は、市長通信担当長官（Mayor's Director of Communications）が担う。
 - b. JIC内の任意の者がすべての日常業務（メンテナンス、備品供給など）に関する指揮官に指名される。
 - c. 情報公開作業エリアに調整デスクを発足し、情報公開要員を配置する。発表されるすべての情報（正式発表、状況報告、質問への応答、記者会見予定など）はこのデスクが起点となる。
 - d. 最初期のニュース発表は、危機管理レベル3宣言後1時間以内に行われる。
2. 公共援助要員による初期対応
 - a. 地域公共援助活動の指揮および意思決定については同省（the Department）、および大統領補佐官（Chief of Staff）または同名の任命する者が責任を担う。
 - b. 区毎の緊急司令センターおよび主要な地域リーダー（宗教家、アジア系住民、ラテン系住民などの）同士間の電話およびFAX連絡手段を確立する。
 - c. 特別行政区議会メンバーおよび連邦議会議員（特別行政区選出連邦議会議員、連邦議会高官、上下両院の特別行政区委員会メンバーを含む）、またバージニア州、メリーランド州両知事との電話およびFAX連絡手段を確立する。
 - d. 各地域の緊急事態および死傷者に関する区指令センター要員からの状況報告を受信する。
 - e. メディア向け報告書やプレスリリースの発表にあたり外国語に翻訳する。
 - f. ボランティア部隊の必要性、およびその場合には必要とされる特定地域を決定する。

3. メディア要員による継続対応

- a. 緊急時には報道メディアに対する報告の主要手段は口頭伝達となる（記者会見、質疑応答など）。
- b. 記者会見は定期的に、または状況が新展開するごとに開催する。公式記者会見はすべて高級官僚が、特に行政区長が、可能な時にはEOCにおいて行うことがのぞましい。技術的報告者および情報を熟知した情報公開担当官が電話で、または記者会見の合間に質問に対応することも可能である。
- c. 記者会見で発言を希望する団体はJICと調整する。
- d. 書面による発表が可能な情報については、JIC職員は大量伝達手段を利用することも可能である（FAX、Eメール、同報通信など）。
- e. 一般市民や報道メディアに著しい流言、特に誤った流言の循環パターンが認められる場合には、JICに報告しなければならない。
- f. チャンネル16または13を緊急報告用に活用すれば追加緊急情報を入手し次第、提供することができる。ケーブルテレビおよび電気通信局は適切な地元ラジオ局と調整し、緊急報告を放送する。
- g. 行政区長またはその任命する者が指示を発令する場合、必要に応じて連邦緊急警報システムを発動することができる。
- h. 必要とされる場合には、報道メディア向けおよび情報公開の重要情報源として、行政区のウェブサイトが30秒毎に更新される。
- i. 補佐的な情報公開担当官を指名し、JIC以外の場所に配置することも可能である。

4. 公共援助要員による継続対応

- a. JIC要員と区指令センター要員間の相互情報交換を維持する。
- b. 主要な地域・市民団体リーダーやJICメディア要員、DC議会議員、連邦議会議員、メリーランド州およびバージニア州知事、および必要なESF要員に最新情報を提供する。
- c. 保健省（医療）、社会福祉省（食糧）、公園レクリエーション省（避難所）などサービス提供機関に対する各地域社会の協力要請の必要性を把握する。
- d. 必要であればボランティア部隊を結成し、区指令センター要員が判断する必要性に応じて市内各地の拠点に向かわせる

V. 管轄機関

A. 主要担当地域機関

ワシントンDC市政府（EOM）—EOMはESF14業務において、適切な行政区各法および連邦各法（「公民権法第6編」や「障害のあるアメリカ人法」など）、その他の各規定、任務、方針などを遵守した災害援助への平等なアクセス促進を保証する。ESF14の下、EOMは被災者、一般市民、メディア、その他の利益団体に対して効果的なレベルで地域広報サービスを提供する手順の標準化を確立、実行する。

EOMはその他の特別行政区機関・団体、ボランティア団体、その他の情報源による支援を受け、記者会見や広報計画、プレスリリース、データ表、ニュースレター、パンフレット、その他の広報・公共援助資料の発信準備を行う。これらの対応はJICを通じて行われる。さらに、その他の公共福祉業務に関わる支援を必要に応じて提供する（行政区ウェブサイトの創設や更新、市民集会の開催、被災地への訪問者・見学者に対する通訳者の提供など）。特別行政区政府および連邦政府、またはそのどちらかの応急対応を必要とする公共緊急事態の際には、メディア広報調整官が連邦危機管理庁（FEMA）から派遣される連邦情報公開担当官およびその他の機関と協働し、一般市民、被災地、その他の関係者・団体などにタイムリーで信頼性、一貫性のある正確な情報が確実に届くよう注力する。この共同作業は合同情報センター（JIC）を通じて行われ、リーヴス・センター（Reeves Center）内において、大統領補佐官（Chief of Staff）によって活動が開始される。JICの担当責任には以下の項目その他が含まれる。

- ・ ニュース報道およびメディア露出のモニタリングによって事件に関連する情報の追跡を行い、報道の正確性を確保し、災害応急対応や復旧作業、被害軽減活動に対して報道された誤情報や不正確な情報に対し修正措置をとる。
- ・ 応急対応活動に加わっている連邦機関および州機関、地域自治体やボランティア団体との接触を維持し、情報収集を行う。

- ・ 記者会見やプレス活動、政府高官や報道関係者による被災地へのツアーなどの指揮・調整を行う。
- ・ 兵站課と協調し、通信手段や事務所スペース、物資供給といった基本的施設の提供を行い、報道メディアによる一般市民への情報発信を支援する。
- ・ JICの活動に対し要員その他の資源を提供する。

B. 支援地域機関

特別行政区の各地域機関は該当地域の市民および訪問者に対し、タイムリーで効果的、正確な情報を提供するという特別な責任を担う。公共緊急事態の際には、各特別行政区機関はESF14に即して情報発信を調整し、一般市民、メディア、その他の関連団体などに通信局を通じて確実に正確で一貫性、信頼性のある情報がタイムリーに発信されるよう務める。以下の特別行政区各機関は要員および資源を提供し、情報収集および、被災者や一般市民へ向けたメッセージや情報の発信を支援し、環境衛生や治安の安定を促進する。

DC Fire and Emergency Medical Services Department DC消防緊急医療サービス局
 DC Public Schools DC公立学校
 Department of Health DC保健省
 Department of Human Services DC社会福祉省
 Department of Mental Health DC精神衛生省
 Department of Public Works DC公共事業省
 District Department of Transportation DC運輸省
 Emergency Management Agency 緊急管理庁
 Metropolitan Police Department ワシントン警視庁
 Office of Asian and Pacific Islander Affairsアジア太平洋諸島行政局
 Office of Cable Television and Telecommunications ケーブルテレビおよび電気通信局
 Office of Communications 通信局
 Office of Community Outreach地域公共援助局
 Office of Latino Affairs ラテン行政局
 Office of National and Community Service 国内・地域社会サービス局
 Office of the Corporation Counsel 法人顧問局

C. 主導連邦機関Lead Federal Agency

連邦危機管理庁（FEMA）-連邦応急対応計画（FRP）の中にESF14と一致するものはないが、指標としての役割を果たすものとしてFRP内の情報公開付属文書が存在する。連邦危機管理庁（FEMA）は災害時の連邦省庁による情報公開の調整を主導する連邦機関である。同庁は特別行政区のESF5（「情報および計画」）と連動したESF14を通じ、特別行政区に直接的、技術的またその他の支援を提供する。

スタッフオード法（Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act・The Stafford Act）の1999年4月の修正に基づく権限により、大統領が緊急事態宣言または大災害発生を宣言すると同時に、連邦危機管理庁（FEMA）およびその他の連邦省庁によって連邦応急対応計画が発動される。

初期段階ではこれらの省庁機関はFEMAの地域オペレーションセンター以外の場所で活動開始し、被災地事務所（DFO）が被災地周辺に開設されて以降は、緊急応急対応チームを構成する緊急支援業務（ESF）担当官がDFO入りする。連邦危機管理庁が活動拠点として選択する場所には常に合同情報センター（JIC）も設置され、連邦と特別行政区が合同で発する一般声明の調整を行う。

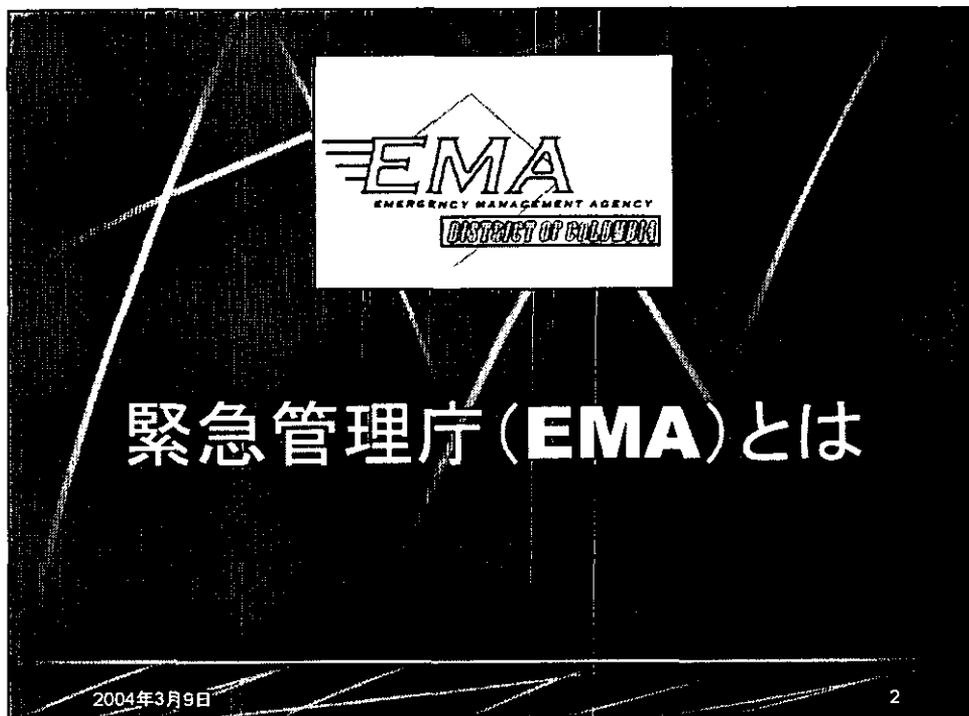
（以後、意図的にスペースを残してあります）

3.1.4 ワシントン DC 災害対策センター

正式名 : DC Emergency Management Agency (DCEMA)

URL: www.dcema.dc.gov

位置づけ : ワシントン DC 及び全国の災害を監視など。24 時間稼働の災害管理センター Emergency Operations Center (EOC) を運営。FEMA その他の政府機関とのコミュニケーション・インターフェイスを実施。



コロンビア特別行政区政府 特有の課題



連邦各省庁や周辺各州、地域機関などとの日常業務において、ワシントンDCは市や郡、州としてのそれぞれの役割を同時に果たしています。

2004年3月9日

3



DCEMA (DC緊急管理庁) の任務

2004年3月9日

4

DCEMA は総合緊急業務計画における
4つのフェーズに関与します。



2004年3月9日

5

DCEMA 任務綱領

DC緊急管理庁(DCEMA)の任務は次のようなことです。

- ・地域ベースの総合的な緊急管理プログラムの実施を、
- ・コロンビア特別行政区の住民および事業団体などとの連携のもとに管理し、
- ・生命や財産の損失を軽減し、周辺環境を保護します。

EMA は特別行政区、地域、連邦、および民間部門との
協調のなかで任務を遂行し、
新たな課題や継続中の問題に取り組んでいます。

2004年3月9日

6